

伊予市飲用井戸整備事業費補助金交付要綱

平成18年12月7日

告示第161号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊予市水道事業の設置に関する条例（平成17年伊予市条例第187号）及び伊予市飲料水供給事業等の設置及び管理に関する条例（平成17年伊予市条例第104号）第4条に規定する施設を除く地区における飲料水の安定的な確保に資するため、飲用井戸施設の整備に要する経費に対し、市が飲用井戸整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「飲用井戸施設」とは、水道法（昭和32年法律第177号）及び愛媛県水道条例（昭和38年愛媛県条例第19号）によらない飲料水を供給する施設で、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。

(補助事業者)

第3条 補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、共同利用により飲用井戸施設を設置する代表者又は当該施設を設置する広報区の区長とする。

(補助事業の基準)

第4条 補助金の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は、5戸以上の建物で使用する飲用井戸施設の設置、改修及び修繕のための事業とする。ただし、国、県等が実施する飲用井戸整備事業の対象となる施設整備は除く。

(補助金の交付の対象)

第5条 市長は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）で、5万円を超える事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金対象経費及び補助金の額)

第6条 補助金対象経費は、事業の実施に要する経費のうち、委託料、使用料、賃借料、工事請負費、原材料費及び備品購入費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た金額とする。ただし、その額が100万円を超えるものについては、100万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、飲用井戸整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 見積書
- (4) 関係図面
- (5) 現況写真
- (6) その他、市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて実地調査等を行い、適當と認めたときは、飲用井戸整備事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の目的を達成するため、必要に応じて指示又は条件を付することができるものとする。

（補助事業等の遂行）

第9条 補助事業者は、補助金交付決定の内容及びこれに付された指示又は条件に基づき、補助事業等を行わなければならない。

（補助事業の変更及び中止）

第10条 補助事業者は、補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに変更・中止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第7号）
- (2) 支出明細書（様式第8号）
- (3) 施工業者等の請求書の写し
- (4) その他、市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知する。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の額の確定した後、補助金を交付するもの

とし、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 補助事業者が、本要綱に基づく交付の決定の内容及びこれに付した及び条件に違反したとき。
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適正な行為をしたとき。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

2 市長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理等）

第15条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成18年12月7日から施行する。

附 則（令和4年4月1日伊予市告示第65号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日伊予市告示第70号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の伊予市飲用井戸整備事業費補助金交付要綱の規定により補助金の交付決定を受けている者に係る当該補助金の額については、なお従前の例による。

様式第1号（第7条関係）

伊予市飲用井戸整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

伊予市長 様

住 所

氏 名

印

年度飲用井戸整備事業を実施したいので、伊予市飲用井戸整備事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添 付 書 類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 見積書
- (4) 関係図面
- (5) 現況写真
- (6) その他、市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

伊予市飲用井戸整備事業費計画書

年 月 日

伊予市長 様

住 所

氏 名

印

年度において飲用井戸整備事業を下記のとおり実施したいので、伊予市飲用井戸整備事業費補助金交付要綱第4条の規定により提出します。

記

1 事業の名称 ()

2 事業の内容

3 事業費	円	内訳	市補助金	円
			事業者負担金	円
			地元寄付金	円
			その他()	円

3 事業費	円	内訳	市補助金	円
			事業者負担金	円
			地元寄付金	円
			その他()	円

様式第3号（第7条関係）

収支予算書

申請者名（ ）

単位：円

	科 目	予 算 額	備 考
収 入	市補助金		
	合 計		
支 出			
	合 計		

様式第4号（第8条関係）

伊予市飲用井戸整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日

住 所

（補助事業者）

氏 名

伊予市長

印

年 月 日付け補助金交付申請のあった標記の件について、伊予市飲用井戸整備事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

補助金交付決定額

円

様式第5号（第10条関係）

伊予市飲用井戸整備事業変更・中止承認申請書

年 月 日

伊予市長 様

住 所

氏 名

印

年 月 日付け伊予市指令 第 号で交付決定のあった 年度
飲用井戸整備事業を、下記のとおり中止（廃止）したいので、伊予市飲用井戸整備事業費
補助金交付要綱第10条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

1 変更・中止の理由

2 添 付 書 類

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他参考となる資料

様式第6号（第11条関係）

伊予市飲用井戸整備事業費実績報告書

年 月 日

伊予市長

樣

住 所

氏名

印

年 月 日付け伊予市指令 第 号で交付決定のあった 年度
飲用井戸整備事業費補助金の実績について、伊予市飲用井戸整備事業費補助金交付要綱
第11条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- (1) 収支決算書（様式第7号）
- (2) 支出明細書（様式第8号）
- (3) 施工業者等の請求書の写し
- (4) その他、市長が必要と認める書類

様式第7号（第11条関係）

伊予市飲用井戸整備事業費收支決算書

申請者名（ ）

単位：円

	科 目	予算額	清算額	増	減	備 考
収 入	市補助金					
	合 計					
支 出						
	合 計					

様式第8号（第11条関係）

支 出 明 細 書

申請者名（ ）

単位：円

支 出 の 項 目	金 額	備 考
支 出 の 明 細		
合 計		

様式第9号（第12条関係）

伊予市飲用井戸整備事業費補助金交付確定通知書

年　月　日

住　所
(補助事業者)
氏　名

伊予市長

印

年　月　日付け飲用井戸整備費補助事業実績報告のあった標記の件について、伊予市飲用井戸整備事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

補助金交付確定額　円

様式第10号 (第13条関係)

伊予市飲用井戸整備事業費補助金交付請求書

年 月 日

伊予市長 様

住 所

氏 名 ㊞

年 月 日付け伊予市指令 第 号で補助金交付決定のあった標記の件について、伊予市飲用井戸整備事業費補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

交付請求額 円